上尾市訓令第2号

 本
 方

 出
 先

 機
 関

上尾市社会福祉法人認可等審查委員会

上尾市社会福祉法人認可等審査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月13日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市社会福祉法人認可等審査委員会設置規程の一部を改正する訓令 上尾市社会福祉法人認可等審査委員会設置規程(平成25年上尾市訓令第 5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に改める。

別表中「子ども未来部次長(子ども未来部次長が複数いる場合にあっては、子ども未来部保育課の分掌する事務を所掌する子ども未来部次長)」を「こども未来部次長(こども未来部次長が複数いる場合にあっては、こども未来部保育課の分掌する事務を所掌するこども未来部次長)」に、「子ども未来部子ども支援課長 子ども未来部保育課長 子ども未来部青少年課長」を「こども未来部こども支援課長 こども未来部保育課長 こども未来部青少年課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。